

**ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（調査分析業務）
公募型プロポーザル募集要領**

1 事業の目的

当業務は、県産農林水産物に関する情報収集及び調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、県が実施する情報発信及び販路拡大関連事業の検証及び考察を行うことで、より効果的な事業展開に寄与することを目的とする。

2 業務名

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（調査分析業務）

3 業務概要

(1) 業務内容

- ア 風評の状況を把握するための消費者定量調査に関すること
- イ 調査結果に基づいた分析に関すること

(2) 委託契約期間

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務仕様

別紙「ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（調査分析業務）業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という）のとおり。

5 見積限度額

3, 364千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与してい

る者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施スケジュール

日時	内容
令和7年9月 8日(月)	プロポーザル募集要領の公表
令和7年9月12日(金) 17時まで	質問書の提出期限
令和7年9月18日(木) 17時まで	質問書への回答
令和7年9月24日(水) 17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年10月1日(水) 12時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年10月2日(木)以降	選定結果の通知
令和7年10月2日(木)以降	契約締結

8 手続きに関する事項

(1) 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、農産物流通課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、農産物流通課窓口または郵送等での配付は行わない。

(2) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 提出書類：プロポーザル方式募集要領等に関する質問書(様式第1号)

イ 提出期限：令和7年9月12日(金) 17時まで(必着)

ウ 提出方法：郵送、持参、又は電子メールによること。

※電子メール送信後は電話で受領確認すること。

エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和7年9月18日(木)までに農産物流通課のホームページに掲載する。

(3) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。
なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：①ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（調査分析業務）
公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社概要や業務分野が記載された資料（1部）

イ 提出期限：令和7年9月24日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法：郵送、持参、又は電子メールによること。

※郵送による提出の場合9月24日（水）必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時とする。

※電子メール送信後は電話で受領確認すること。

エ 回答方法：参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和7年9月26日（金）までに書面で通知する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8の（3）の参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については9のとおり）

②類似事業実績一覧（令和5年度～令和6年度）

イ 提出部数：15部

ウ 提出期限：令和7年10月1日（水）12時まで（必着）

エ 提出方法：郵送又は持参

※郵送による提出の場合10月1日（水）12時必着で送付すること。

※持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時とする。

※FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

(1) 記載内容

以下の「提案1」から「提案4」までを記載すること。

【提案1】県産農林水産物の現状把握に関する考え方

県産農林水産物の流通・販売・消費等の現状について示すこと。

【提案2】企画の内容

ア 別紙仕様書に基づき提案すること。

イ 仕様書の業務委託内容に記載している各業務が、円滑にかつ着実に遂行で

きるような具体的な提案を行うこと。

ウ 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

エ その他、本業務の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。【任意記載事項】

オ 企画内容を実施するためのスケジュールを表で示すこと。

【提案3】業務の実施体制

ア 本事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように提案すること。

イ 本業務の遂行にあたっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名・経歴・過去の実績等を明記すること。

【提案4】積算見積書

費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）。

(2) 様式

日本産業規格A4判横で両面15枚以内（総頁数：30頁以内）とすること。

なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じてA3判の折込も可とするが、2頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書の作成等に要する費用は全て提案者の負担とする。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

参加者の企画提案書については書面審査を行い、業務委託予定者とし、契約締結の手続きを行う。なお、本プロポーザルは、説明会及びプレゼンテーションによる審査は行わない。

(2) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 県産農林水産物の現状把握に関する考え方	10点	県産農林水産物の流通・販売・消費等の現状把握
2 企画内容		
(1) 効率的な手法	20点	調査方法が効率的な手法か
(2) 効果的な調査内容	30点	本事業への調査内容として効果的か
(3) 調査結果の分析	20点	風評の現況や県の情報発信事業等に対する考察は適切に実施されるか
5 実施体制	10点	実施体制、類似業務の受注実績、適切な進捗管理体制
6 予算額の妥当性	10点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効率的な予算計画等

計 100点

(3) 業務委託予定者の選定

ア 審査委員ごとに企画提案書の評価採点を行い、審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定する。各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者とする。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、各審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果の通知

審査の結果は、審査参加者全員に対して、書面で通知する。また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果の通知及び公表：令和7年10月2日（木）以降】

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

- (1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は見積限度額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の契約履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他

地産地消の観点から、調査等に必要な資材の調達には県内の取扱事業者から調達すること。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県農林水産部農産物流通課（担当：主任主査 小幡、副主任主査 木村）
電話：024-521-7377、FAX：024-521-7942
E-mail：ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp